



鳥取県公報

平成16年 9月28日(火)
第 7 6 2 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (693) (協働推進室)	1
	身体障害者福祉法による医師の指定 (694) (障害福祉課)	1
	廃川敷地等の生成 (695) (河川課)	2

告 示

鳥取県告示第693号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成16年11月15日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年 9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 申請のあった年月日
平成16年 9月15日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取砂丘環境保全ボランティア協会
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
福本 登
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市青葉町一丁目332 - 1
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取砂丘の環境悪化を防止し、かけがえのない自然環境を保全することを目的とする。
- 定款の変更事項
名称、目的並びに特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類

鳥取県告示第694号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

診療科目	診断に係る 障害の範囲	氏 名	勤 務 先
リハビリテーション科	肢体不自由	濱田 全紀	東伯郡三朝町大字山田827 岡山大学医学部・歯学部附属病院三朝医療 センター
整 形 外 科	肢体不自由	三木 純	境港市米川町44 鳥取県済生会境港総合病院
眼 科	視覚障害	下山 玲子	米子市両三柳1880 医療法人同愛会博愛病院
外 科	呼吸器機能障害	浜副 隆一	日野郡日野町野田332 日野病院
整 形 外 科	肢体不自由	岸 隆広	米子市皆生新田一丁目 8 - 1 独立行政法人労働者健康福祉機構 山陰労災病院
眼 科	視覚障害	長谷川次郎	米子市西町36 - 1 鳥取大学医学部附属病院
眼 科	視覚障害	伊藤久太郎	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

鳥取県告示第695号

河川区域の変更により次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川課及び中部総合事務所県土整備局に備え置いて縦覧に供する。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 河川の名称
二級河川洗川水系洗川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成16年9月28日
- 3 廃川敷地等の位置
東伯郡琴浦町大字三保字中河原468 - 1 地先から同大字字下河原510 - 2 地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 5,142.37平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治

29年法律第71号) 第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

